宮崎市防災協力事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害時において、事業所が保有する施設、資機材、組織力等の 提供を受けることにより、市と事業所の防災協力体制の強化を図り、災害に強いまちづ くりを推進するために、意欲のある事業所を登録する制度(以下「制度」という。)の実 施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、以下の用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものと する。
 - (1)「大規模災害」とは、地震・津波災害、台風もしくはその他の風水害等をいう。
 - (2)「事業所」とは、宮崎市内に店舗、工場、事務所、営業所等の活動拠点等を有する ものをいい、法人格の有無は問わない。
 - (3)「資源」とは、資機材、不動産、設備、物品、人材(労務)等をいう。

(登録要件)

- 第3条 市は、次に掲げる要件のすべてを満たす事業所を宮崎市防災協力事業所として登録するものとする。
 - (1) 制度の趣旨に賛同し、ボランティア精神に基づき自発的に登録を希望するものであること
 - (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する、暴力団その他反社会的団体に該当しないもの
 - (3) 宮崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく、指名停止を受けていないもの
 - (4) 各種法令に違反するような事実が認められないもの
 - (5) その他市において、不適当であると認められないもの

(登録手続等)

- 第4条 制度への登録を希望する事業所(以下「申請事業所」という。)は、防災協力事業 所登録(変更)申請書(様式第1号)により、次に掲げる事項を市に提出するものとし、 登録内容に変更が生じた場合も同様とする。
 - (1)人材(労務)協力に関すること
 - (2) 避難者又は帰宅困難者への施設提供に関すること
 - (3) 保有する資機材等を使用した協力に関すること
 - (4) 保有する物品の提供に関すること
 - (5) その他防災において必要な協力に関すること
- 2 市は、前項に規定する申請書の提出があったときは、前条に基づいて審査し、その内容 が適当であると認めるときは、防災協力事業所登録台帳(様式第2号)に記録し、申請 事業所に対して登録証(様式第3号)を交付するものとする。なお、交付された登録証 の扱いは次に掲げるところによるものとする。

- (1) 防災協力事業所として登録した事業所(以下「登録事業所」という。) は、登録証 を事業所の見やすい箇所に付することができる。
- (2) 登録事業所は、登録証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (3)登録事業所は、登録証を滅失、亡失、汚損、又はき損(以下「滅失等」という。) した場合は、市に対し、速やかにその旨を報告するものとする。
- (4) 登録証を滅失等した場合は、登録事業所は再交付を受けることができる。なお、この場合において、滅失等が登録事業所の責に帰すものであるときは、その費用は登録事業所が負担するものとする。

(登録事業所の公表)

第5条 市は、登録事業所の名称、所在地等について、市ホームページまたは広報媒体により登録内容を公表することができる。ただし、公表を希望しない登録事業所については、この限りではない。

(平常時の協力)

- 第6条 登録事業所は、大規模災害が発生していない平常時において、次に掲げる内容の協力を可能な範囲で実施するものとする。
 - (1) 地域の防災訓練等への参加
 - (2) 地域の防災活動に対しての、事業所の施設の提供
 - (3) 市が主催する防災訓練への参加
 - (4) 市民の防災意識の向上に努めること
 - (5) その他防災において必要なこと

(大規模災害時における協力期間)

第7条 大規模災害時において、登録事業所が協力する期間は、大規模災害の発生した日から登録事業所の本来の業務に支障のない日までの期間とする。

(大規模災害時の協力)

- 第8条 大規模災害時において、次に掲げる項目のうち協力することが可能な業務について、 自らの判断で地域と連携して協力活動を実施するものとする。
 - (1) 初期消火、救出救護、障害物の除去等に係る労務提供
 - (2) 食料品、飲料水等の物資提供
 - (3) 資機材等の貸出
 - (4) 一時避難場所等の提供
 - (5) その他防災において必要なこと

(費用等)

第9条 本制度の趣旨に鑑み、第7条及び前条の規定による協力活動の実施に要した費用に ついては、登録事業所が負担するものとする。

(登録期間)

第10条 登録事業所の登録期間は、登録証の交付の日から2年間とする。ただし、有効期間満了1月前までに登録事業所から登録抹消の申出がない場合については、その期間満了日の翌日からさらに2年間延長するものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(登録の抹消)

- 第11条 市は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所の登録を 抹消するものとする。
 - (1) 廃業又は休止したとき。
 - (2)登録事業所を第三者に譲渡又は売買し、引き続き防災協力の意思が確認できないとき。
 - (3) 第3条に規定する登録要件を満たさないこととなったとき。
 - (4)登録事業所が防災協力事業所登録抹消届(様式第4号)を市に提出し、登録事業 所の登録の抹消を申し出たとき。
 - (5) その他登録事業所を登録しておくことが適当でないと市が認めたとき。
- 2 前項の規定により、登録が抹消された事業所は、速やかに登録証を市に返還しなければならない。

(情報の交換等)

- 第12条 市及び登録事業所は、この要綱に定める事項が円滑に行われるよう定期的に次の情報の交換を行うものとする。
 - (1) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
 - (2) その他必要事項

(庶務)

第13条 制度に関する庶務は、危機管理部危機管理課が行う。

(疑義に関する協議)

第14条 この要綱に定めのない事項または制度に関して疑義が生じた事項については、市 と登録事業所が協議して定めるものとする。

附則

この要綱は、平成29年 6月27日から適用する。

附則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年 1月20日から施行する。